



Free Talk

芦屋中央地区復興まちづくり雑感

弁護士 坂和章平

自 己紹介 私は現在48歳。昭和49年大阪弁護士会
 会員。昨年4月には25年目を迎える。弁護士登録後、
 一般民事・刑事事件の処理の他、大阪空港公害訴訟・西淀
 川公害訴訟の弁護団に入り「集団訴訟」の中で鍛えられた。
 昭和57年には数多くの立退きを迫る大阪モノレールのS字
 ルートの不合理性を訴え、原告100名の大訴訟を提起した。
 昭和59年には大阪駅前再開発問題に首をつっこみ、「ア
 ベノを大阪駅前の二の俣にするな！」の合言葉の下、阿倍野
 再開発訴訟を提起した。

以降各地の再開発・区画整理の相談、土地・都市問題・ま
 ちづくりの学習・実践活動が増大した。芦屋西法寺の上原照
 子副住職とは、まち協活動の中継ぎ役。阪神文化創造会議
 の諸氏と触れ合う機会を与えられ本稿を書いている。

復 興まちづくりは大きな社会的実験 壊滅的打撃を受け
 た芦屋中央地区をいかに復興させるか。この場合「
 すべての住民が納得する住民主体のまちづくり」が1つのテ
 マとなる。しかしこれはあくまで「追及すべき理想」であ
 って現実にはありえない。

1つの敷地に建物を建てるだけでも、建ぺい率・容積率など
 都市計画法・建築基準法にからむ多くの法規制がある。行政
 への届出・近隣との合意などクリアすべき課題も多い。
 マンション建築ともなればなおさらだ。

従って都市計画決定という行政による「権力作用」を受け
 ての中央地区は、13.4haの復興まちづくりでは、住民の「合意
 形成」は至難の業となる。「まちづくり」という最も文化的
 ・創造的であるべきテーマの追及は、実は現場では区画整理
 についての住民の「合意形成」という実に生々しく人間臭い
 活動が中心となるのである。

復興まちづくりの現場に弁護士として入り強く感じるこ
 とは、この合意形成の難しさだ。

その難しさは、①都市計画や区画整理などまちづくり法の
 無知・無理解、②行政と住民との役割分担のはきちがえ、③
 住民同士の意見の相違を合理的・理性的議論の中でまとめて
 いく技術の難しさ、などに原因がある。

復興まちづくりは大きなロマンだが、現実には大きな社会
 的実験の場となっているのである。

3 ．17都市計画決定をどうみるか 震災2ヶ月後の
 3．17都市計画決定により、16地区・254.8haに区
 画整理・再開発の「ミ」がかぶせられた。

これに対し多くの住民が「自分の知らない間に、誰が、い
 つ、こんな決定をしたのか！」と反発し、マスコミもこれを
 報道した。芦屋西部地区ではデモ行進もあった。

この都市計画決定は急遽招集されたコンサルと行政担当者の突
 貫作業の結果であることは間違いない。しかしこの都市計画
 決定によって区画整理・再開発という法定のまちづくり手法とな
 り、膨大なヒト・モノ・カネが投入されるのも事実だ。都市
 計画決定地区に位置される白地地区は、条例で復興促進区域に
 指定されても事実上放置された地区だ。自分の敷地に自分で建
 物を建てるにつき強請するだけで何らの金銭的支援もない。

こう考えれば都市計画決定地区は、行政が優先的・計画的に復
 興まちづくりを進めると認めたことになるのだから、住民は
 これをもっと前向きに受けとめるべきだと思う。

「自分の敷地に自力で建て直すから放っておいてくれ」と
 という理屈だけで、復興まちづくりが進めば何も苦勞はないが
 、そうはいかない。きっと「公」よりも「私」が優先した無
 秩序なまちになるだろう。

一定のエリアの土地利用やまちづくりの実践について日本
 人は欧米諸国と比べあまりにも経験不足なのだ。

震災前の「道路が狭かった」「土地が入り組んでいた」と
 いう「不健全なまち」から、「6m以上の道路」「避難でき
 る公園」「敷地は整形」「角地はスミ切り」という「健全な
 まち」につくりかえることは、住民全体＝公にとって必要・
 有益なことだ。

もっとも住民の大多数が「広い道路・公園はいらない」「
 敷地は不整形でもOK」「自力再建するから行政は放置せよ
 」と心底から考えているのならば話は別だ。そんな抵抗を受け
 てまで、行政がその地区に膨大なヒト・モノ・カネをつぎ
 こむ必要はない。都市計画決定を撤回すればよい。

一番必要だが一番難しく、実践されていないのが住民一人



1997年1月17日阪神・淡路大震災三周年追悼法会を芦屋法寺にて開催。「心の復興 まちの復興」をテーマに作家小沢実氏と対談する筆者。(左から、小沢実氏・筆者・住小春(司会)・上原照子副住職)

一人の意思・真意をはかることだ。日本人は意思表示・意見
 表明が苦手だから生活の基礎たるまちづくりの分野でも公の
 場での自分の意見主張は非常に少ない。

この意味で、住民投票によって区画整理による復興まちづ
 くりの必要性をはかるという制度は重要な検討課題だ。

ま ちづくり協議会の地平線 復興まちづくりは現在、
 まち協を軸として進んでいる。3．17都市計画決定で行政は、
 まち協提案＝住民合意によるまちづくり提案を積極的に
 受け入れると表明したが、これは異例中の異例で、今日ま
 でお題目のように唱えられてきた「住民参加」が一部実現し
 たものだ。

だがそれを本當に生かすには何よりも住民＝まち協の知恵
 と能力が必要だ。よりよいまちづくり提案をするための知識
 ・経験と合意形成のための民主主義が必要なのだ。しかし現
 実はどうか。中央地区をみると、その両者とも不十分だ。

役員をはじめ多くの住民が膨大なエネルギーを復興まちづ
 くり活動に注いでいるが、未だ地区内住民全員の活動とはい
 えない。意見の対立はあって当然だが、その処理はまずく、
 下手をすると感じ的な対立になってしまう。

まちづくり法の知識は決定的に不足しているため、不毛・
 無益な議論が多発しロスが多い。

13.4haの地区内住民の復興まちづくりの合意形成＝まち
 づくり提案は至難の技なのである。平成9年8月の今、中央
 地区は、区画整理に反対する「住民の会」とまち協が対立状
 態のまま仮換地指定の局面を迎え、大きな岐路に立っている。

まち協が復興まちづくりに有効な組織として機能するか否
 か、その地平線は未だ見えていない。

ま ちづくりと専門家の役割 まちづくりについて住民
 の知識不足を指すためコンサル・コーディネーター・
 学者・弁護士など各種各層の専門家の支援が必要なのは当然
 だ。私はまち協の顧問弁護士として、都市計画・区画整理

の学習をはじめ総会の運営・委任状の処理など細部まで手取
 り足取り自分の知識と経験を伝授している。

専門家にも色々な考え方があり、活動方法にも種々のタイ
 プがある。「住民の会」を支援する専門家は「都市計画決定はケ
 シカラン。撤回しろ」「建設大臣認可の事業計画はダメ」「
 減歩はダメ。減歩をゼロにせよ」とプチあげ、「住民一人一
 人の声をまちづくりに生かそう」と説く。

後者はその通りで大切なことだが、一人一人の声の集約が
 難しいのが現実だ。日本人の意思表示ベタ・ディベート教育
 不足など「民主主義的訓練」の未熟さがその根底にある。

まちづくりの議論を通してこれを高めていくのは長期的な
 課題であって、短期的実現はムリだ。

また私は「文句をつけるだけではダメ」「都市計画決定も事業
 計画も満足できる内容ではないがその撤回運動ではなく、既
 決定のものとして今後のことを考えよう」「5%程度の減歩
 は当然」と説く。モノレール訴訟・大阪阿倍野訴訟などで行
 政と「対決」してきた私が今回このように説くのは、すべて
 早期復興のためだ。

住民一人一人が自分の百点満点を主張しこれをまとめよう
 とすれば、10年たっても中央地区の復興まちづくりは実現
 しないだろう。「平常時」ならば、5年10年という長期的
 な目で住民がまちづくりの議論をすることは意義がある。

だが今回の震災復興まちづくりは「非常時」のまちづくり
 だから、早期復興の視点が不可欠だ。どこに道路がつか、
 自分の換地先はどこか、これが早く決まらないとどんな建物を
 建てるかも決まらない。

区画整理反対の声の一方で、早く事業計画と換地を決め
 てくれという大きな声があることを忘れてはならない。

私はそれが多くの住民の真実の声だと信じ、これに依拠し
 て弁護士として復興まちづくりに関与する自分のスタンスを
 確立したい。